

中国国務院によるレアアース管理条例の制定について

- 一レアアース製品の全プロセスを追跡管理するシステムを構築し、国内レアアース産業全体を厳格な管理下に
- 一輸出入に関しては関連法規の規定を遵守する旨を規定

2024.7.4
CISTEC 事務局

中国国務院は 2024 年 6 月 29 日、レアアースの採掘から製錬・分離、金属への加工、流通、輸出入まで含めたサプライチェーンに適用されるレアアース管理条例を公表した。(同年 10 月 1 日付け施行)

レアアース管理条例は、2021年1月にその草案が公表（パブリックコメント。期間は1月15日～2月15日）され、2021年中に施行予定と報じられていたが、その後本条例に関する動きはなく、昨年11月にはレアアース（73項目）の輸出報告義務を課すことや、同年12月にはレアアース磁石等の製造技術の輸出規制を実施するなど、レアアースに関する様々な規制を実施してきた経緯がある。

今回制定された本条例では、国家資源の安全と産業の安全を保障するために本条例が制定され、レアアースは国家が所有することや、中国共産党と国家の方針・政策の徹底、国家によるレアアース採掘等に対する総量管理・レアアース産業発展の計画策定・トレーサビリティシステムの構築、輸出等に従事する企業が同システムへの入力義務、レアアース採掘企業に対し採鉱権、採鉱許可証の取得の義務付け、輸出入に係る関連規定、違法な採掘行為に関する処罰規定など、レアアースを戦略的な資源として位置付け、その統制を強化する姿勢を明確にした包括的な規制となっている。以下、その概要について解説する。

※本文中の規定の邦訳は CISTEC による仮訳。

■レアアース管理条例（中華人民共和国国務院令第 785 号）：参考

https://www.gov.cn/zhengce/content/202406/content_6960152.htm

◎中国における「輸出禁止・輸出制限技術リスト」の施行について（第 2 版）（24.2.28）
（レアアース磁石等の製造技術の輸出規制）

<https://www.cistec.or.jp/service/uschina/20231226.pdf>

◎中国商務部によるレアアース 73 項目の輸出報告の義務化について（23.11.9）

<https://www.cistec.or.jp/service/uschina/20231109.pdf>

1.レアアース管理条例の概要

- ・レアアースの管理に関し、戦略的な資源として位置付けその保護・開発等を強化するために、レアアース管理は党と国家の方針等を徹底し（第3条）、レアアース資源は国の所有（第4条）であるとして、国家によるレアアース産業発展の計画策定（第5条）、研究開発等の奨励・支援（第6条）採掘、製錬・分離企業の制限（第8条・第9条）、総量管理（第10条）、輸出入に係る関連規定（第13条・第15条）、トレーサビリティシステムの構築（第14条）、違法行為に関する処罰規定（第20条以降）など、包括的な規制が全32条で構成されている。
- ・輸出関連については、不法に採掘等されたレアアース製品の輸出の禁止（第13条）や、レアアース製品の輸出に従事する企業は同製品のフロー記録制度を構築し、国家が構築するトレーサビリティシステムへの情報の入力義務（第14条）、レアアース製品の輸出に際しては輸出関連法規の遵守義務（第15条）がある。
- ・制定の背景について、司法部・工業情報化部の責任者は記者会見¹（2024年6月30日。以下「同会見」という。）において、以下のように説明しており、特に「我が国のレアアース管理には際立った問題があり、違法な採掘や精錬・分離、違法なレアアース製品の売買等の違法行為に懲罰を加えるための手段が不足していた」としている。この点については、2021年1月の草案公表の際の付属文書の説明においても、立法の必要性として同趣旨の内容を触れている。
 - レアアースは現代工業において不可欠な重要元素であり、重要戦略資源。
 - 党中央・國務院はレアアース資源の保護と産業の発展を非常に重視している。
 - この数年、我が国はレアアース（希土類）産業の参入基準、産業統合、環境保護などの方面を軸に据えて多くの政策措置を公布しており、産業の持続的な健全な発展を効果的に促進し保障している。
 - 我が国のレアアース管理には依然としていくつかの際だった問題があり、産業チェーン全体をカバーする管理の職責、監督管理措置の整備が必要で、産業のイノベーション能力とグリーン、インテリジェント化のレベルを早急に向上させなければならず、産業の秩序をより一層規範化する必要がある、違法な採掘や違法な製錬・分離、ノルマのないまたはノルマを超える生産、違法なレアアース（希土類）製品売買等の違法行為に懲罰を加えるための手段が不足し、処罰が不十分であった。このため、専門の行政法規を策定し、レアアース（希土類）資源の保護と産業発展に法治による保障を提供する必要がある。

■目的（第1条）

- ・第1条において、「国家資源の安全と産業の安全を保障するため」として、中国共産党が提

¹ 「司法部 工业和信息化部负责人就《稀土管理条例》答记者问」（中国政府網 2024年6月30日）https://www.gov.cn/zhengce/202406/content_6960244.htm

唱している「安全」を強調している規定ぶりとなっている。

・「レアアース産業の高品質な発展」に係る主要な措置として、同会見において、以下のとおり説明している。

- ① 国家がレアアース産業の発展について統一的に計画し、国务院の工業情報化主管部門は国务院の関連部門と共同で法に基づいてレアアース産業発展計画を策定し計画・実施すること
- ② 国家はレアアース産業の新技术、新プロセス、新製品、新材料、新装備の研究開発と応用を奨励・支援する。企業が先端的で使用に適した技術、プロセスを利用して、レアアース二次資源の総合利用を行うことを奨励・支援する。
- ③ グリーン発展と安全生産の実現。レアアースの採掘、製錬・分離、金属製錬、総合利用に従事する企業は、鉱物資源、省エネ・環境保護、クリーン生産、安全生産と消防に関わる法律・法規を遵守。

第一条 レアアース（希土類）資源を効果的に保護し合理的に開発・利用し、レアアース（希土類）産業の高品質な発展を促進し、生態の安全²を守り、国家資源の安全と産業の安全を保障するため、関連法律に基づいて、本条例を制定する。

■適用範囲（第2条）

- ・本条例は、レアアースの採掘から精錬・分離のみならず、総合利用、流通、輸出入等まで包括的に適用されることを規定している。
- ・次条以降の規定では、採掘企業及び製錬・分離企業の選定（第8条）、採鉱権、採鉱許可証の取得義務（第9条）、採掘及び製錬・分離の総量規制（第10条）、先端技術・プロセスによる二次資源の総合利用の奨励・支援（第11条）、違法な採掘、製錬・分離したレアアース製品の購入、加工、販売、輸出の禁止（第13条）、トレーサビリティシステムの構築（第14条）、輸出入関連法規の遵守（第15条）等が規定されている。

第二条 中華人民共和国国内で行うレアアース（希土類）の採掘、製錬・分離、金属製錬、総合利用、製品の流通、輸出入等の活動に、本条例を適用する。

²（訳者注）「生態の安全」とは一国家が生存と発展のために依存している生態環境が、破壊や脅威を受けてない、あるいは少ししか受けていない状態にあること、そして国内外の重大な生態の問題に対処してこの状態を持続するよう保障する能力を指す。生態の安全は国家安全の重要な構成部分であり、経済社会の持続的・健全な発展の重要な保障であり、人類の生存・発展の基本条件とされる。参考「一起努力 守护国家生态安全」『人民日报』2021年4月15日第15版。

http://paper.people.com.cn/rmrb/html/2021-04/15/nw.D110000renmrb_20210415_1-15.htm；

<http://paper.people.com.cn/rmrb/images/2021-04/15/15/rmrb2021041515.pdf>

■レアアース管理業務の原則（第3条）

- ・レアアース管理業務は「党と国家の路線・方針・政策、決定・構想を徹底して実行」としており、これに関連して、国家によるレアアース資源の所有（第4条）、レアアース産業発展計画の策定・実施（第5条）、国務院・地方政府によるレアアース管理業務の責任（第7条）等が規定されている。

第三条 レアアース（希土類）管理業務は党と国の路線・方針・政策、決定・構想を徹底して実行し、資源の保護と開発・利用をともに重視し、統一的計画、安全保障、科学技術イノベーション、グリーン発展の原則に従わなければならない。

■国家によるレアアース資源の所有（第4条）

- ・レアアース資源は国家が所有することを明確に規定しており、いかなる者もレアアース資源の不法な占有や破壊をしてはならない旨が定めている。

第四条 レアアース（希土類）資源は国が所有するものであり、いかなる組織や個人もレアアース（希土類）資源を不法に占有する、または破壊してはならない。

国は法に基づいてレアアース（希土類）資源の保護を強化し、レアアース（希土類）資源に対して保護的採掘を実施する。

■国家によるレアアース産業発展計画の策定・実施等（第5条～第7条）

- ・国家はレアアース産業の発展計画を策定し、計画・実施し（第5条）、新技術、新プロセス等の研究開発等を奨励・支援し（第6条）、国務院工業情報化主管部門は全国のレアアース産業の管理を行うこと等（第7条）としている。

第五条 国はレアアース（希土類）産業の発展について統一的に計画する。国務院の工業情報化主管部門は国務院の関連部門と共同で法に基づいてレアアース（希土類）産業発展計画を策定し計画・実施する。

第六条 国はレアアース（希土類）産業の新技術、新プロセス、新製品、新材料、新装備の研究開発と応用を奨励・支援し、レアアース（希土類）資源の開発・利用水準を持続的に向上させ、レアアース（希土類）のハイエンドな、インテリジェントな、グリーンな発展を推進する。

第七条 国務院の工業情報化主管部門は全国のレアアース（希土類）産業の管理業務の責任を負い、レアアース（希土類）産業の管理政策措置を研究・策定しかつ計画・実施する。国務院の自然資源主管部門等のその他の関連部門は各自の職責の範囲内でレアアース（希土類）管理関連業務の責任を負う。

　　県級以上の地方人民政府は当地域のレアアース（希土類）管理関連業務の責任を負う。
　　県級以上の地方人民政府の工業情報化、自然資源等の関係主管部門は職責・分業に基づい

てレアアース（希土類）管理関連業務をしっかりと行う。

■採掘企業及び製錬・分離企業の選定等（第8条・第9条）

- ・ 国務院工業情報化主管部門は、同院関連部門と共同で、レアアースの採掘、製錬・分離を行う企業を選定し（第8条）、選定された採掘企業は鉱物資源関連法規等に基づき、採鉱権及び採鉱許可証の取得を義務付けている（第9条）。
- ・ これに違反し、採掘選定企業以外が採掘に従事した場合（第8条違反）や、採掘選定企業が採鉱権等を取得しなかった場合（第9条違反）は自然資源主管部門により処罰され（第20条）、製錬・分離選定企業以外が製錬・分離に従事した場合は違法に生産したレアアース製品の没収や罰金等が課され、状況が深刻である場合は市場監督管理部門がその営業許可証を取り上げる（第22条）。

第八条 国務院の工業情報化主管部門は国務院の関連部門と共同でレアアース（希土類）採掘企業とレアアース（希土類）製錬・分離企業を確定し、社会に向けて公布する。

本条第一項に基づいて確定した企業を除き、他の組織や個人はレアアース（希土類）採掘とレアアース（希土類）製錬・分離に従事してはならない。

第九条 レアアース（希土類）採掘企業は鉱物資源管理の法律・行政法規と国の関連規定に基づいて採鉱権、採鉱許可証を取得しなければならない。

レアアース（希土類）採掘、製錬・分離等のプロジェクトへの投資は、投資プロジェクト管理の法律・行政法規と国の関連規定を遵守しなければならない。

■国家による採掘、製錬・分離に関する総量規制（第10条）

- ・ 国家は埋蔵量や産業発展、市場の需要等の要素に基づき、レアアースの採掘、製錬・分離に関し総量規制を実施し（第10条前段）、レアアースの採掘、製錬・分離の選定企業はこれを厳格に遵守しなければならない（同条後段）。
- ・ これに違反し、採掘、製錬・分離を行った企業は、違法に生産したレアアース製品の没収や罰金等が課され、状況が深刻である場合、生産停止・操業停止や、主要な責任者等は法に基づいて処分される（第21条）。

第十条 国はレアアース（希土類）資源の埋蔵量と種類の相違、産業発展、生態保護、市場の需要等の要素に基づいて、レアアース（希土類）採掘とレアアース（希土類）製錬・分離に対して総量規制を実行し、かつ動的管理を最適化する。

レアアース（希土類）採掘企業とレアアース（希土類）製錬・分離企業は国の関連総量規制の管理規定を厳格に守らなければならない。

■違法なレアアース製品の購入、加工、販売、輸出の禁止（第13条）

- ・いかなる組織や個人も、違法に採掘等されたレアアース製品の購入、加工、販売、輸出が禁止されている。
- ・これに違反し、違法に販売等したレアアース製品の没収や罰金等が課され、状況が深刻である場合は市場監督管理部門がその営業許可証を取り上げる（第 23 条）。

第十三条 いかなる組織や個人も不法に採掘または不法に製錬・分離したレアアース（希土類）製品を購入、加工、販売、輸出してはならない。

■国家によるトレーサビリティシステムの構築等（第 14 条）

- ・国務院工業情報化主管部門は同院の自然資源、商務、海関、税務等の部門と共同でレアアース製品トレーサビリティ情報システムを構築し（第 14 条前段）、レアアースの採掘、製錬・分離、総合利用、レアアース製品の輸出に従事する企業は、同システムに製品のフロー情報を入力しなければならない（同条後段）。
- ・これに違反し、企業が同システムに製品のフロー情報を入力しなかった場合、その是正や罰金が課される（第 25 条）。

第十四条 国務院の工業情報化主管部門は国務院の自然資源、商務、海関、税務等の部門と共同でレアアース（希土類）製品トレーサビリティ情報システムを構築し、レアアース（希土類）製品の全プロセスのトレーサビリティ管理を強化し、関連部門でのデータ共有を推進する。

レアアース（希土類）の採掘、製錬・分離、金属の製錬、総合利用とレアアース（希土類）製品の輸出に従事する企業はレアアース（希土類）製品フロー記録制度を構築し、レアアース（希土類）製品のフロー情報をありのままに記録し、かつレアアース（希土類）製品トレーサビリティ情報システムに入力しなければならない。

■遵守義務（第 15 条）

- ・輸出入に関し、本条例においては、関連法規の規定を遵守する旨を規定している。
- ・関連法規として、次のようなものがある。

■両用品及び技術輸出入許可証管理規則（輸出管理法の下位法規）

ミサイル関連品目として一部のレアアースが規制対象。

■貨物輸出許可証管理規則（対外貿易法の下位法規）

2022 年 12 月の「輸出許可証管理貨物リスト」の改正において、希土類が輸出許可証管理貨物に追加された。

■技術輸出入管理条例（対外貿易法の下位法規）

昨年 12 月の「輸出禁止・輸出制限技術リスト」の改正において、レアアース磁石の製造技術等のレアアース関連技術が輸出禁止技術や輸出制限技術に追加された。

【再掲】◎中国における「輸出禁止・輸出制限技術リスト」の施行について(第 2 版)(24.2.28)
(レアアース磁石等の製造技術の輸出規制)

<https://www.cistec.or.jp/service/uschina/20231226.pdf>

■大口製品輸出入報告統計調査制度（部門統計調査項目管理弁法）

昨年11月の「大口製品輸出入報告統計調査制度」の公布に伴い、レアアースが輸出報告の対象となった。

【再掲】◎中国商務部によるレアアース 73 項目の輸出報告の義務化について（23.11.9）

<https://www.cistec.or.jp/service/uschina/20231109.pdf>

第十五条 レアアース（希土類）製品と関連技術、プロセス、装備の輸出入は、関連する対外貿易、輸出入管理の法律・行政法規の規定を遵守しなければならない。輸出管理品目に該当するものは、さらに輸出管理の法律・行政法規の規定を遵守しなければならない。

■罰則（第 20 条～第 25 条）

・上述に述べた規定について罰則は以下のとおり。

第二十条 本条例の規定に違反し、以下の行為のいずれかがあった場合、自然資源主管部門は法に基づいて処罰する：

（一）レアアース（希土類）採掘企業が採鉱権、採鉱許可証を取得せずにレアアース（希土類）を採掘する、または採鉱権で登記した採掘区を超えてレアアース（希土類）を採掘する；

（二）レアアース（希土類）採掘企業以外の組織や個人がレアアース（希土類）の採掘に従事する。

第二十一条 レアアース（希土類）採掘企業とレアアース（希土類）製錬・分離企業が総量規制管理の規定に違反してレアアース（希土類）の採掘、製錬・分離を行った場合、自然資源・工業情報化主管部門は職責・分業に基づいて是正するよう命じ、違法に生産したレアアース（希土類）製品と違法所得を没収し、違法所得の 5 倍以上 10 倍以下の罰金を併科する；違法所得がない、または違法所得が 50 万人民元に満たない場合、100 万人民元以上 500 万人民元以下の罰金を併科する；状況が深刻である場合、生産停止・操業停止するよう命じ、主要な責任者、直接責任を負う主管者とその他の直接責任者を法に基づいて処分する。

第二十二条 本条例の規定に違反し、以下の行為のいずれかがあった場合、工業情報化主管部門は違法行為を止めるよう命じ、違法に生産したレアアース（希土類）製品と違法所得および違法活動に直接使用した工具・設備を没収し、違法所得の 5 倍以上 10 倍以下の罰金を併科する；違法所得がない、または違法所得が 50 万人民元に満たない場合、200 万人民元以上 500 万人民元以下の罰金を併科する；状況が深刻である場合、市場監督管理部門がその営業許可証を取り上げる：

（一）レアアース（希土類）製錬・分離企業以外の組織や個人が製錬・分離に従事する；

（二）レアアース（希土類）総合利用企業がレアアース（希土類）鉱物を原料として生産活動に従事する。

第二十三条 本条例の規定に反して、不法に採掘または不法に製錬・分離したレアアース（希土類）製品を購入、加工、販売した場合、工業情報化主管部門が関係部門と共同で違法行為を止めるよう命じ、違法に買収、加工、販売したレアアース（希土類）製品と違法所得および違法活動に直接使用した工具・設備を没収し、違法所得の5倍以上10倍以下の罰金を併科する；違法所得がない、または違法所得が50万人民元に満たない場合、50万人民元以上200万人民元以下の罰金を併科する；状況が深刻である場合、市場監督管理部門がその営業許可証を取り上げる。

第二十四条 レアアース（希土類）製品と関連技術、プロセス、装備を輸出入し、関連法律・行政法規と本条例の規定に違反した場合、商務主管部門、海関等の関係部門は職責に基づいて法に従って処罰する。

第二十五条 レアアース（希土類）の採掘、製錬・分離、金属製錬、総合利用とレアアース（希土類）製品の輸出に従事する企業がレアアース（希土類）製品のフロー情報をありのままに記録せず、またレアアース（希土類）製品トレーサビリティ情報システムに入力しなかった場合、工業情報化主管部門とその他の関連部門は職責・分業に基づいて是正するよう命じ、企業を5万人民元以上20万人民元以下の罰金に処す；拒否して是正しなかった場合、生産停止・操業停止するよう命じ、かつ主要な責任者、直接責任を負う主管者とその他の直接責任者を2万人民元以上5万人民元以下の罰金に処し、企業を20万人民元以上100万人民元以下の罰金に処す。

2. 司法部・工業情報化部の責任者が《レアアース管理条例》について記者の質問に回答³（2024年6月30日）

2024年6月22日、国務院総理・李強は第785号国務院令に署名し、《レアアース管理条例》（以下、《条例》と略）を公布し、2024年10月1日より施行される。このほど、司法部、工業情報化部の責任者が関連する問題について記者の質問に回答した。

質問：《条例》公布の背景について簡潔に説明して下さい。

回答：レアアース（希土類）は現代工業において不可欠な重要元素であり、重要戦略資源である。党中央・国務院はレアアース（希土類）資源の保護と産業の発展を非常に重視している。この数年、我が国はレアアース（希土類）産業の参入基準、産業統合、環境保護などの方面を軸に据えて多くの政策措置を公布しており、産業の持続的な健全な発展を効果的に促進し保障している。これと同時に、我が国のレアアース（希土類）管理には依然としていくつかの際だった問題があり、産業チェーン全体をカバーする管理の職責、監督管理措置の整備が必要で、産業のイノベーション能力とグリーン、インテリジェント化のレベルを早急に向上させなければならない、産業の秩序をより一層規範化する必要がある、違法な採掘や違法な製錬・分離、ノ

³ 「司法部 工业和信息化部负责人就《稀土管理条例》答记者问」（中国政府網 2024年6月30日）https://www.gov.cn/zhengce/202406/content_6960244.htm

ルマのないまたはノルマを超える生産、違法なレアアース（希土類）製品売買等の違法行為に懲罰を加えるための手段が不足し、処罰が不十分であった。このため、専門の行政法規を策定し、レアアース（希土類）資源の保護と産業発展に法治による保障を提供する必要がある。

工業情報化部は最近の各地域におけるレアアース（希土類）管理の実践経験を総括し、関係方面から意見を募り、社会に向けて意見を公募し、これを基礎として、国務院に《条例（草案上申稿）》を送った。司法部は中央の関係団体、各省級の人民政府から広く意見を募り、工業情報化部と共同で深く掘り下げた調査研究を行い、関係企業、産業協会や専門家・学者の意見・提案をヒアリングし、重点問題を深く掘り下げた研究を基礎として、《条例（草案）》を改訂した。2024年4月26日、国務院常務会議で審議し《条例（草案）》を可決した。

質問：《条例》制定の全体構想はどのようなものですか？

回答：《条例》は習近平による新時代の中国の特色ある社会主義思想を指針とすることを堅持し、以下の全体構想に準拠している：第一に、発展と安全の統一的計画を堅持し、レアアース（希土類）産業の高品質な発展を促進し、生態の安全を維持し、国家資源の安全と産業の安全を保障する。第二に、問題志向と目標志向を堅持し、レアアース（希土類）産業チェーンの監督管理体制の仕組みを構築し、産業のガバナンス能力とガバナンス水準を向上させる。第三に制度の効果的な連携を堅持し、《条例》がレアアース（希土類）管理の専用行政法規として位置づけられていることを把握し、鉱物資源、環境保護等の法律・法規としっかり連携させる。

質問：《条例》のレアアース（希土類）管理の職責についてどのような規定が定められていますか？

回答：第一に部門による責任の分業を明確にした。国務院の工業情報化主管部門は全国のレアアース（希土類）産業の管理業務の責任を負い、レアアース（希土類）産業の管理政策措置を研究・策定しかつ計画・実施する。国務院の自然資源主管部門等のその他の関連部門は各自の職責の範囲内でレアアース（希土類）管理関連業務の責任を負う。第二に、地方政府の責任を強固にした。県級以上の地方人民政府は当地域のレアアース（希土類）管理関連業務の責任を負う。県級以上の地方人民政府の工業情報化、自然資源等の関係主管部門は職責・分業に基づいてレアアース（希土類）管理関連業務をしっかり行う。

質問：《条例》ではレアアース（希土類）産業の高品質な発展を軸に据えてどのような主要措置を規定していますか？

回答：第一に計画・指導の強化。国がレアアース（希土類）産業の発展について統一的に計画し、国務院の工業情報化主管部門は国務院の関連部門と共同で法に基づいてレアアース（希土類）産業発展計画を策定し計画・実施する。第二に、科学技術イノベーションを際立たせた。国はレアアース（希土類）産業の新技术、新プロセス、新製品、新材料、新装備の研究開発と応用を奨励・支援する。企業が先端的で使用に適した技術、プロセスを利用して、レアアース（希土類）二次資源の総合利用を行うことを奨励・支援する。第三にグリーン発展と安全生産の実現。レアアース（希土類）の採掘、製錬・分離、金属製錬、総合利用に従事する企業は、

鉱物資源、省エネ・環境保護、クリーン生産、安全生産と消防に関わる法律・法規を遵守しなければならない。

質問：レアアース（希土類）産業チェーン全体の監督管理体系について、《条例》はどのような面から規定を定めていますか？

回答：第一に、レアアース（希土類）の採掘、製錬・分離の管理要求を明確にした。国务院の工業情報化主管部門は関係部門と共同でレアアース（希土類）採掘企業とレアアース（希土類）製錬・分離企業を確定する。他の組織と個人はレアアース（希土類）の採掘とレアアース（希土類）の製錬・分離に従事してはならない。第二に、総量規制制度を構築した。国はレアアース（希土類）資源の埋蔵量と種類の相違、産業発展、生態保護、市場の需要等の要素に基づいて、レアアース（希土類）採掘とレアアース（希土類）製錬・分離に対して総量規制を実行し、かつ動的管理を最適化する。第三に、レアアース（希土類）の総合利用の規範化。レアアース（希土類）の総合利用企業はレアアース（希土類）鉱物を原料として生産活動に従事してはならない。第四に、製品のトレーサビリティ制度の構築。レアアース（希土類）の採掘、製錬・分離、金属製錬、総合利用とレアアース（希土類）製品の輸出に従事する企業はレアアース（希土類）製品のフロー情報をありのままに記録し、かつレアアース（希土類）製品トレーサビリティ情報システムに入力しなければならない。第五に、流通管理の厳格化。いかなる組織や個人も不法に採掘したまたは不法に製錬・分離したレアアース（希土類）製品を購入、加工、販売、輸出してはならない。レアアース（希土類）製品と関連技術、プロセス、装備の輸出入は、関連する対外貿易、輸出入管理の法律・行政法規の規定を遵守しなければならない。

質問：《条例》は監督管理措置と法的責任の面でどのような規定が定められていますか？

回答：第一に監督検査の強化。工業情報化主管部門と他の関係部門は関連する職責・分業に基づいてレアアース（希土類）の採掘、製錬・分離、金属製錬、総合利用、製品流通、輸出入等の活動に対して監督検査を行い、違法行為は適時に法に基づいて処理しなければならない。監督検査を行う際には、検査対象団体の関連する文書と資料を調査する、検査対象団体とその関係者に質問する、違法活動が疑われる場所に立ち入って調査と証拠収集等の措置を講じる権限を持つ。第二に法的責任の明確化。レアアース（希土類）の採掘、製錬・分離に違法に従事する、総量規制管理の規定、製品トレーサビリティ制度に違反する、不法に採掘または不法に製錬・分離したレアアース（希土類）製品を購入、加工、販売する等の違法行為に対して相応の法的責任を規定した。同時に、レアアース（希土類）の採掘、製錬・分離、金属製錬、総合利用に従事する企業が、関連する省エネ・環境保護、クリーン生産、安全生産と消防の法律・法規に違反した場合、関係部門が職責に基づいて法に従って処罰する。

質問：《条例》施行後、どのような業務を重点的に行いますか？

回答：工業情報化部は関係部門と共同で《条例》の徹底実施業務をしっかりと行う。第一に、広報・解説の強化。《条例》の専門性が強いという特徴に対して広報し、レアアース（希土類）管理の専門研修を強化し、関係部門の業務従事者、企業等が《条例》の内容をしっかりと把握す

るよう援助する。第二に、実施業務を適切にしっかり行う。《条例》で定めたレアアース（希土類）全産業チェーン管理制度の枠組みに基づいて、関連サポート制度を整備し、法執行の能力とレベルを向上させ、法に従って違法行為を厳格に取り締まり、条例の徹底した実行を適切に行う。第三に、産業の品質向上・高度化の促進。《条例》の施行を契機とし、産業の科学技術イノベーションを導き手として、企業の新技術、新プロセス、新製品、新材料、新装備の研究開発と産業化の取り組みを支援し、産業のハイエンド、インテリジェント、グリーンな改造・高度化を加速させ、レアアース（希土類）産業発展の品質レベルを向上させる。

3. 関連報道

- ・ネオジムのような磁石を作る材料を含むレアアースは、電気自動車からレーザー、ミサイルに至るまで、幅広い技術の生産に不可欠。(Nikkei Asia 24.6.29)
- ・米地質調査局 (USGS) によると 2023 年に中国のレアアース生産量は 24 万トンで世界の 70% を占め、17 種のレアアース元素埋蔵量 1 億 1000 万トンのうち中国の埋蔵量が 40% を占める。(中央日報 24.7.1)
- ・(ウォール・ストリート・ジャーナルは)「最近米国の F35 戦闘機、ミサイル誘導システム、プレデタードローン、原子力潜水艦などの戦争機械はいずれも小さな金属部品であるレアアース磁石に依存している。中国の世界市場シェアは 92% に達する」と報道した。(中央日報 24.7.1)
- ・中国は世界のレアアース金属の約 60% を生産し、レアアース精錬の 90% 近くを占めている。ハーバード・インターナショナル・レビューによれば、中国がその優位性を確立できたのは、「環境規制が緩かったことが大きい」とのことである。「低コストで高汚染の方法によって、中国は競合他社を出し抜き、国際的なレアアース市場で牙城を築くことができた。(The Week 24.7.3)

4. 関連する資源分野に関する規制

- ・昨年 7 月、輸出管理法、対外貿易法等に基づき、半導体材料等のガリウム、ゲルマニウムの輸出規制を実施した。また、昨年 10 月には、EV バッテリー等の材料の黒鉛及びその関連品目の輸出規制を実施した。

◎中国商務部によるガリウム及びゲルマニウム関連品目の輸出規制について (改訂補足版)
(23.7.5) <https://www.cistec.or.jp/service/uschina/20230704.pdf>

◎中国商務部による黒鉛及びその関連品目の輸出規制について (23.10.26)
<https://www.cistec.or.jp/service/uschina/20231026.pdf>

以上

レアアース管理条例（CISTEC 仮訳⁴）

中華人民共和国国务院令

第 785 号

《レアアース管理条例》は 2024 年 4 月 26 日に国务院第 31 回常务会议で可決され、今ここに公布し、2024 年 10 月 1 日より施行する。

総理 李強

2024 年 6 月 22 日

レアアース管理条例

第一条 レアアース（希土類）資源を効果的に保護し合理的に開発・利用し、レアアース（希土類）産業の高品質な発展を促進し、生態の安全⁵を守り、国家資源の安全と産業の安全を保障するため、関連法律に基づいて、本条例を制定する。

第二条 中華人民共和国国内で行うレアアース（希土類）の採掘、製錬・分離、金属製錬、综合利用、製品の流通、輸出入等の活動に、本条例を適用する。

第三条 レアアース（希土類）管理業務は党と国の路線・方針・政策、決定・構想を徹底して実行し、資源の保護と開発・利用をともに重視し、統一的計画、安全保障、科学技術イノベーション、グリーン発展の原則に従わなければならない。

第四条 レアアース（希土類）資源は国が所有するものであり、いかなる組織や個人もレアアース（希土類）資源を不法に占有する、または破壊してはならない。

国は法に基づいてレアアース（希土類）資源の保護を強化し、レアアース（希土類）資源に

⁴（訳者注）「稀土管理条例」（中国政府網 2024 年 6 月 29 日）

https://www.gov.cn/zhengce/content/202406/content_6960152.htm

⁵（訳者注）「生態の安全」とは一国家が生存と発展のために依存している生態環境が、破壊や脅威を受けてない、あるいは少ししか受けていない状態にあること、そして国内外の重大な生態の問題に対処してこの状態を持続するよう保障する能力を指す。生態の安全は国家安全の重要な構成部分であり、経済社会の持続的・健全な発展の重要な保障であり、人類の生存・発展の基本条件とされる。参考「一起努力 守护国家生态安全」『人民日报』2021 年 4 月 15 日第 15 版。

http://paper.people.com.cn/rmrb/html/2021-04/15/nw.D110000renmrb_20210415_1-15.htm ;

<http://paper.people.com.cn/rmrb/images/2021-04/15/15/rmrb2021041515.pdf>

対して保護的採掘を実施する。

第五条 国はレアアース（希土類）産業の発展について統一的に計画する。国务院の工業情報化主管部門は国务院の関連部門と共同で法に基づいてレアアース（希土類）産業発展計画を策定し計画・実施する。

第六条 国はレアアース（希土類）産業の新技术、新プロセス、新製品、新材料、新装備の研究開発と応用を奨励・支援し、レアアース（希土類）資源の開発・利用水準を持続的に向上させ、レアアース（希土類）のハイエンドな、インテリジェントな、グリーンな発展を推進する。

第七条 国务院の工業情報化主管部門は全国のレアアース（希土類）産業の管理業務の責任を負い、レアアース（希土類）産業の管理政策措置を研究・策定しかつ計画・実施する。国务院の自然資源主管部門等のその他の関連部門は各自の職責の範囲内でレアアース（希土類）管理関連業務の責任を負う。

県級以上の地方人民政府は当地域のレアアース（希土類）管理関連業務の責任を負う。県級以上の地方人民政府の工業情報化、自然資源等の関係主管部門は職責・分業に基づいてレアアース（希土類）管理関連業務をしっかりと行う。

第八条 国务院の工業情報化主管部門は国务院の関連部門と共同でレアアース（希土類）採掘企業とレアアース（希土類）製錬・分離企業を確定し、社会に向けて公布する。

本条第一項に基づいて確定した企業を除き、他の組織や個人はレアアース（希土類）採掘とレアアース（希土類）製錬・分離に従事してはならない。

第九条 レアアース（希土類）採掘企業は鉱物資源管理の法律・行政法規と国の関連規定に基づいて採鉱権、採鉱許可証を取得しなければならない。

レアアース（希土類）採掘、製錬・分離等のプロジェクトへの投資は、投資プロジェクト管理の法律・行政法規と国の関連規定を遵守しなければならない。

第十条 国はレアアース（希土類）資源の埋蔵量と種類の相違、産業発展、生態保護、市場の需要等の要素に基づいて、レアアース（希土類）採掘とレアアース（希土類）製錬・分離に対して総量規制を実行し、かつ動的管理を最適化する。

レアアース（希土類）採掘企業とレアアース（希土類）製錬・分離企業は国の関連総量規制の管理規定を厳格に守らなければならない。

第十一条 国は企業が先端的で使用に適した技術、プロセスを利用して、レアアース（希土類）二次資源の総合利用を行うことを奨励・支援する。

レアアース（希土類）の総合利用企業はレアアース（希土類）鉱物を原料として生産活動に

従事してはならない。

第十二条 レアアース（希土類）の採掘、製錬・分離、金属製錬、総合利用に従事する企業は、鉱物資源、省エネ・環境保護、クリーン生産、安全生産と消防に関わる法律・法規を遵守し、合理的な環境リスクの予防、生態保護、汚染防止と安全防护等の措置を講じ、環境汚染と生産安全事故⁶を効果的に防止しなければならない。

第十三条 ใดかなる組織や個人も不法に採掘または不法に製錬・分離したレアアース（希土類）製品を購入、加工、販売、輸出してはならない。

第十四条 国务院の工業情報化主管部門は国务院の自然資源、商務、海関、稅務等の部門と共同でレアアース（希土類）製品トレーサビリテイ情報システムを構築し、レアアース（希土類）製品の全プロセスのトレーサビリテイ管理を強化し、関連部門でのデータ共有を推進する。

レアアース（希土類）の採掘、製錬・分離、金属の製錬、総合利用とレアアース（希土類）製品の輸出に従事する企業はレアアース（希土類）製品フロー記録制度を構築し、レアアース（希土類）製品のフロー情報をありのままに記録し、かつレアアース（希土類）製品トレーサビリテイ情報システムに入力しなければならない。

第十五条 レアアース（希土類）製品と関連技術、プロセス、裝備の輸出入は、関連する対外貿易、輸出入管理の法律・行政法規の規定を遵守しなければならない。輸出管理品目に該当するものは、さらに輸出管理の法律・行政法規の規定を遵守しなければならない。

第十六条 国は実物の備蓄と鉱物資源地の埋蔵量を結びつける方式に基づいて、レアアース（希土類）備蓄システムを整備する。

レアアース（希土類）の実物備蓄は政府の備蓄と企業の備蓄を結びつけ、備蓄の種類・構造・数量を不断に最適化する。具体的な方法は国务院の發展改革、財政部門が工業情報化主管部門、食料・物資備蓄部門と共同で策定する。

国务院の自然資源主管部門は国务院の関連部門と共同で、レアアース（希土類）資源の安全保障の必要に基づいて、資源の埋蔵量、分布状況、重要程度等の要素を結びつけ、レアアース（希土類）資源備蓄地を定め、法に基づいて監督管理と保護を強化する。具体的な方法は国务院の自然資源主管部門が国务院の関連部門と共同で策定する。

⁶（訳者注）生産安全事故とは生産経営団体の生産活動（生産経営に関わる活動を含む）中に突然発生し、人身の安全や健康を損なう、または設備・施設が損壊する、または経済的損失を引き起こし、もとの生産経営活動（生産経営活動に関わる活動も含む）に一時中止、あるいは永久の終止をもたらす不慮の事件を指す。参考：「国家安全监管总局：《中华人民共和国安全生产法》解读（一）」（重慶市企劃和自然資源局サイト 2020 年 11 月 5 日）

https://ghzrzyj.cq.gov.cn/ztlm_186/aqgz/202104/t20210416_9181933.html

第十七条 レアアース（希土類）産業組織は産業規範を構築・整備し、産業の自主規制管理を強化し、企業の法例遵守、誠実な経営を指導し、公平な競争を促進しなければならない。

第十八条 工業情報化主管部門と他の関係部門（以下、監督検査部門と総称）は関連する法律・法規と本条例の規定に基づき、職責・分業に基づいてレアアース（希土類）の採掘、製錬・分離、金属製錬、総合利用、製品流通、輸出入等の活動に対して監督検査を行い、違法行為は適時に法に基づいて処理しなければならない。

監督検査部門が監督検査を行う際、以下の措置を講じる権限を持つ：

- （一）検査対象団体に関連する文書と資料を提供するよう求める；
- （二）検査対象団体とその関係者に質問し、監督・検査事項に関する状況の説明を求める；
- （三）違法活動が疑われる場所に立ち入り、調査と証拠収集を行う；
- （四）違法活動に関わるレアアース（希土類）製品と工具、設備を留置し、違法活動場所を封印する；
- （五）法律・行政法規で規定するその他の措置。

検査対象団体とその関係者は協力し、ありのままに関係する文書と資料を提供し、拒絶・妨害してはならない。

第十九条 監督検査部門が監督検査を行う際、監督検査人員は 2 名以上でなければならない、かつ有効な行政法執行の証明書を提示しなければならない。

監督検査部門の業務従事者は、監督検査で知り得た国家秘密、商業秘密と個人情報に対して守秘義務を負う。

第二十条 本条例の規定に違反し、以下の行為のいずれかがあった場合、自然資源主管部門は法に基づいて処罰する：

- （一）レアアース（希土類）採掘企業が採鉱権、採鉱許可証を取得せずにレアアース（希土類）を採掘する、または採鉱権で登記した採掘区を超えてレアアース（希土類）を採掘する；
- （二）レアアース（希土類）採掘企業以外の組織や個人がレアアース（希土類）の採掘に従事する。

第二十一条 レアアース（希土類）採掘企業とレアアース（希土類）製錬・分離企業が総量規制管理の規定に違反してレアアース（希土類）の採掘、製錬・分離を行った場合、自然資源・工業情報化主管部門は職責・分業に基づいて是正するよう命じ、違法に生産したレアアース（希土類）製品と違法所得を没収し、違法所得の 5 倍以上 10 倍以下の罰金を併科する；違法所得がない、または違法所得が 50 万人民币元に満たない場合、100 万人民币元以上 500 万人民币元以下の罰金を併科する；状況が深刻である場合、生産停止・操業停止するよう命じ、主要な責任者、直接責任を負う主管者とその他の直接責任者を法に基づいて処分する。

第二十二條 本条例の規定に違反し、以下の行為のいずれかがあった場合、工業情報化主管部門は違法行為を止めるよう命じ、違法に生産したレアアース（希土類）製品と違法所得および違法活動に直接使用した工具・設備を没収し、違法所得の5倍以上10倍以下の罰金を併科する；違法所得がない、または違法所得が50万人民元に満たない場合、200万人民元以上500万人民元以下の罰金を併科する；状況が深刻である場合、市場監督管理部門がその営業許可証を取り上げる：

（一）レアアース（希土類）製錬・分離企業以外の組織や個人が製錬・分離に従事する；

（二）レアアース（希土類）総合利用企業がレアアース（希土類）鉱物を原料として生産活動に従事する。

第二十三條 本条例の規定に反して、不法に採掘または不法に製錬・分離したレアアース（希土類）製品を購入、加工、販売した場合、工業情報化主管部門が関係部門と共同で違法行為を止めるよう命じ、違法に買収、加工、販売したレアアース（希土類）製品と違法所得および違法活動に直接使用した工具・設備を没収し、違法所得の5倍以上10倍以下の罰金を併科する；違法所得がない、または違法所得が50万人民元に満たない場合、50万人民元以上200万人民元以下の罰金を併科する；状況が深刻である場合、市場監督管理部門がその営業許可証を取り上げる。

第二十四條 レアアース（希土類）製品と関連技術、プロセス、装備を輸出入し、関連法律・行政法規と本条例の規定に違反した場合、商務主管部門、海関等の関係部門は職責に基づいて法に従って処罰する。

第二十五條 レアアース（希土類）の採掘、製錬・分離、金属製錬、総合利用とレアアース（希土類）製品の輸出に従事する企業がレアアース（希土類）製品のフロー情報をありのままに記録せず、またレアアース（希土類）製品トレーサビリティ情報システムに入力しなかった場合、工業情報化主管部門とその他の関連部門は職責・分業に基づいて是正するよう命じ、企業を5万人民元以上20万人民元以下の罰金に処す；拒否して是正しなかった場合、生産停止・操業停止するよう命じ、かつ主要な責任者、直接責任を負う主管者とその他の直接責任者を2万人民元以上5万人民元以下の罰金に処し、企業を20万人民元以上100万人民元以下の罰金に処す。

第二十六條 監督検査部門が法に基づいて履行する監督検査の職責を拒絶・妨害した場合、監督検査部門は是正するよう命じ、主要な責任者、直接責任を負う主管者とその他の直接責任者に警告を与え、企業を2万人民元以上10万人民元以下の罰金に処す；拒否して是正しなかった場合、生産停止・操業停止するよう命じ、かつ主要な責任者、直接責任を負う主管者とその他の直接責任者を2万人民元以上5万人民元以下の罰金に処し、企業を10万人民元以上50万人民元以下の罰金に処す。

第二十七条 レアアース（希土類）の採掘、製錬・分離、金属製錬、総合利用に従事する企業が、関連する省エネ・環境保護、クリーン生産、安全生産と消防の法律・法規に違反した場合、関係部門が職責に基づいて法に従って処罰する。

レアアース（希土類）の採掘、製錬・分離、金属製錬、総合利用とレアアース（希土類）製品の輸出入に従事する企業の違法行為は、関係部門が法に基づいて信用記録に記入し、国の関連信用情報システムに組み込む。

第二十八条 監督検査部門の業務従事者がレアアース（希土類）管理業務において職権を濫用し、職務をおろそかにし、私欲のために不正を働いた場合、法に基づいて処分する。

第二十九条 本条例の規定に違反し、治安管理違反行為を構成した場合、法に基づいて治安管理処罰を与える；犯罪を構成した場合、法に基づいて刑事責任を追及する。

第三十条 本条例における以下の用語の意味：

レアアース（希土類）とはランタン、セリウム、プラセオジウム、ネオジウム、プロメチウム、サマリウム、ユウロピウム、ガドリニウム、テルビウム、ジスプロシウム、ホルミウム、エルビウム、ツリウム、イッテルビウム、ルテチウム、スカンジウム、イットリウム等の元素の総称を指す。

製錬・分離とは、レアアース（希土類）鉱物を加工して各種単一のまたは混合したレアアース（希土類）酸化物、塩類およびその他の化合物を生成する生産プロセスを指す。

金属製錬とは、単一または混合したレアアース（希土類）酸化物、塩類およびその他の化合物を原料とし希土類金属または合金を生産するプロセスを指す。

レアアース（希土類）二次資源とは、加工を通じて含有する希土類元素に再び使用する価値を持たせることのできる固体廃棄物を指す。希土類永久磁石廃棄物、使用済永久磁石およびその他の希土類含有廃棄物を含むが、これらに限定されない。

レアアース（希土類）製品には、レアアース（希土類）鉱物、各種希土類化合物、各種希土類金属および合金等が含まれる。

第三十一条 レアアース（希土類）以外のその他のレアメタルの管理については、国务院の関連主管部門が本条例の関連規定を参照して実行することができる。

第三十二条 本条例は 2024 年 10 月 1 日より施行する。